

様式第二号（第八条関係）

(表面)

第 号 年 月 日 (有効期間 1 カ年)

所属局部課名

職 名

氏 名

年 月 日 生

6 cm

上記の者は、屋外広告物法第23条第1項の規定により立入検査をすることができる者であることを証する。

国土交通大臣

印

8.5cm

(裏面)

屋外広告物法抜粋

第23条 国土交通大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録試験機関に対して、試験事務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、登録試験機関の事務所に立ち入り、試験事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。